

堺市人権施策推進審議会会議録（概録）
（開催日：令和 6 年 12 月 20 日）

堺市人権施策推進審議会会議録（概録）

日 時：令和 6 年 12 月 20 日（金） 午後 2 時～午後 4 時

場 所：堺市役所 本館 3 階 大会議室 3

出席者：（審議会委員）※敬称略

内田委員、呉委員、白本委員、妻木委員、中田委員、
二宮委員、農野委員、東委員、平野委員、三原委員、李委員
（堺市）

黒田ダイバーシティ推進監、辻学校教育部部理事、
脇田ダイバーシティ企画課長、田中人権教育課長
山本ダイバーシティ企画課長補佐、山道ダイバーシティ企画課企画係長
杉山ダイバーシティ企画課
（傍聴人）3 人

（開会）

○山本課長補佐 それでは定刻となりましたので、只今より人権施策推進審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきますダイバーシティ企画課の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様にはご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の出席委員は全委員の過半数を超えており、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例施行規則」第六条第二項の規定により開催要件を満たし、会議が成立していることをご報告いたします。また、同規則第八条の規定により、本審議会は原則公開となっております。本日の傍聴人は 3 名でございます。

それでは、会議の開催に先立ち、本日出席の委員の皆様をご紹介します。左前方の委員から順にお名前を読み上げさせていただきます。

内田会長です。

呉委員です。

妻木委員です。

中田委員です。

二宮委員です。

次に右前方に移ります。

農野委員です。

東委員です。

平野委員です。

三原委員です。

李委員です。

なお、本日白本委員は途中からのご参加予定、松波委員はご欠席となります。

次に堺市側の出席者をご紹介します。

学校教育部 部理事 辻です。

人権教育課 課長 田中です。

ダイバーシティ企画課 課長 脇田です。

ダイバーシティ企画課 企画係長 山道です。

本審議会の担当 杉山です。

以上です。なお、ダイバーシティ推進監の黒田は別の公務があり、終了次第、こちらへ向かう予定となっております。

それでは会議に入らせていただきます。会議に先立ちまして本日の配布物を確認させていただきます。

「第 27 回堺市人権施策推進審議会」と書かれた次第

「資料 1 堺市パートナーシップ宣誓制度について」

「資料 2 第 9 回人権に関する市民意識調査について」

「資料 3 人権に関する市民意識調査 第 8 回第 9 回質問項目比較表」

「質問項目比較表の正誤表」

本日配布の資料は事前には送付したものと同一のものでございますが、送付後一部誤りがございましたので、正誤表をつけさせていただきます。

「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」

「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例施行規則」

「堺市人権施策推進審議会委員名簿」となっております。

以上ですが、全てでございますでしょうか。不足がございましたら挙手をお願いいたします。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に本日の会議記録についてご説明させていただきます。本日は会議録作成のため、会議内容を全て録音させていただいておりますのでご了承ください。ご審議いただきました内容は会議終了後、会議録を作成し、市ホームページで公開いたします。会議録は事務局にて作成した後に会長及び本日ご出席いただいております委員の中から一名の方にご確認ご署名をいただいております。委員の署名につきましては、従来よりお名前の 50 音順で実施しており、引き続き持ち回りをお願いしたいと考えております。本日の審議会は呉委員にお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、内田会長にお願いいたします。内田会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○内田会長 皆さん、こんにちは。内田です。では早速ですが、会議の方に入りたいと思いますが、まず事務局より説明がありましたように、会議録の署名が持ち回りということで、今回呉委員にお願いしたいということですので、それでよろしいですか。

○各委員 （異議なし）

○内田会長 それでは呉委員よろしくお願いいたします。今日、案件が二つございます。早速案件 1「堺市パートナーシップ宣誓制度について」、報告となっておりますので、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○杉山 ダイバーシティ企画課の杉山でございます。それでは案件 1「堺市パートナーシップ宣誓制度について」ご説明いたします。着座にて失礼いたします。なお、本日は令和 5 年 12 月の審議会でもご審議いただきましたパートナーシップ宣誓制度の拡充内容も含めたご報告となります。

まず「資料 1 堺市パートナーシップ宣誓制度について」をご覧ください。はじめに、堺市の性的少数者にかかる取組についてご紹介いたします。まず性に関することについてですが、性自認や性的指向は全ての人に関わることであり、全ての人にとって非常に大切なことであると考えております。そうした中で、性自認、性的指向を理由とした差別、偏見をなくすこ

とは性的少数者のみならず、全ての人が自分らしく暮らせる社会の実現に繋がると考えております。本市におきましては、人権課題の一つとして、性的少数者の生きづらさの解消など、当事者に対する支援の取組、また性の多様性の理解促進に関する事業など、様々な取組を行ってまいりました。まず、当事者支援の取組の一つとして、人権相談ダイヤルでの相談受付を行っております。理解促進に向けた取組として、市民を対象とした啓発事業、市職員を対象とした研修を実施してまいりました。そして、今回ご報告させていただきます、パートナーシップ宣誓制度を実施しております。以上が堺市が行っている性的少数者に関する主な取組でございます。

では続いて、堺市パートナーシップ宣誓制度について、制度内容と取組状況についてご説明させていただきます。資料内の「2 堺市パートナーシップ宣誓制度について」をご覧ください。まず、「（1）堺市パートナーシップ宣誓制度とは」ですが、パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的少数者などの方に対して、市が宣誓書受領証を交付する制度で、平成 31 年 4 月に開始しました。本制度は法律上の効果が生じるものではありませんが、行政がこの制度を実施し、制度について市民の理解を得ることを通じて、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく暮らせる社会をめざしております。そして、本年 4 月からは多様な家族のあり方を尊重し、性の多様性について一層の理解促進を図るため、前回の審議会においてもご審議いただきました、ファミリーシップ宣誓を新たに導入しました。ファミリーシップ宣誓につきましては、「将来こどもを二人で育てたいので、パートナー間だけでなく家族まで対象を広げてほしい」という制度利用者のニーズを踏まえて、性的少数者の方々の多様な家族のあり方を尊重するため、また性の多様性について理解促進を図るため、導入に至りました。ファミリーシップ宣誓は、昨年度の審議会においてご審議いただいた内容を踏まえて制度設計を行い、運用を開始しましたので、本日はその内容もご報告いたします。

それでは、「（3）宣誓の対象者」についてご説明いたします。パートナーシップは双方が成年者、少なくとも一方が市内在住か転入予定の方であり、双方に配偶者や他のパートナーがいない、婚姻ができない近親者でない人に宣誓いただけます。近親者にはパートナーシップ関係に基づく養子縁組は除きます。ファミリーシップの場合は以上の要件に加え、宣誓に含めるのはお二人いずれかの子又は親であり、18 歳未満の子については、同居している、又は親権者の同意を得ていることに加えて、宣誓に含む子又は親の同意を得ている人が宣誓いただけます。なお、子については年齢及び発達程度に合わせて説明を行い、当該子の意思を十分に尊重することとしております。

この制度は、宣誓をしていただいた方に宣誓書受領証を交付するというものですが、交付の方法としては、まずパートナーシップ又はファミリーシップの宣誓を希望するお二人に、宣誓日時を予約していただき、予約した宣誓日の当日に市役所に来ていただきます。プライバシー保護の観点から遮断された会議室にご案内し、宣誓書に必要事項をご記入いただきます。その宣誓書と（4）に記載いたしております必要書類を当課の担当職員が確認した後、お二人にパートナーシップ宣誓書受領証又はファミリーシップ宣誓書受領証を即日交付いたします。ファミリーシップ宣誓書受領証については、お二人がご希望される場合は、宣誓に含める子や親にも交付いたします。なお、ファミリーシップ宣誓の場合も来所いただくのは宣誓されるお二人のみで、宣誓に含める子や親の同席は不要としていますが、宣誓に含める子又は親に同意を得ているかを確認することとしています。確認の方法は提出いただく宣誓書に事前に直筆署名をいただくことで、ご本人の意思を確認することとしています。

次に「（5）宣誓件数」ですが、堺市では平成 31 年 4 月の制度開始以来、本年 11 月末現在までに 75 組の方に宣誓していただいております。ファミリーシップ宣誓については、開始することを広報さかいなどでも周知し、堺市ホームページにも記載しておりますが、現在までの申請はなく 0 組となっております。

次に「（6）宣誓者が利用できる制度、サービス等」についてです。こちらには宣誓で利用できる制度と宣誓に関わらず利用できる制度を記載しております。宣誓で利用できる制度は、宣誓書受領証を提示することで利用できる制度で、宣誓に関わらず利用できる制度は宣誓を行ってなくても、各制度で定めている一定の条件を満たせば利用できる制度となっております。主に夫婦や家族が対象になると思われる可能性がある制度で、パートナーシップ宣誓を行っても対

象にはならないと当事者が考える可能性があるものを掲載しております。下線を引いた項目は、本年 3 月から現在までに関係部署と調整し、追加したものとなっております。なお、資料には行政サービスのみを掲載しておりますが、一部民間企業においても同性カップルやパートナーシップ宣誓をされた方が利用できる制度、サービスを提供しております。当課では、庁内の関係部署と連携し、本市と包括連携を結んでいる企業へ照会を行い、同性カップルなどが利用できる制度やサービスの把握を行っています。なお、各企業からご回答いただいた制度、サービスのうち、堺市ホームページへの掲載許可が得られたものは公開しており、現在、住宅ローンにおいてパートナーシップ関係にある方を配偶者と同様の取り扱いとする企業や保険金の受取人に同性パートナーを指定することができる企業等を掲載しております。引き続き宣誓者が利用できる制度、サービスの拡充に向け、関係部署企業との調整を進めてまいります。

次に、「（７）パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携」ですが、これは同制度を実施している自治体間で連携することで、宣誓者が転居した際の再宣誓の手続きを簡略化するもので、令和 4 年 9 月から大阪府内の制度実施自治体間で開始いたしました。開始した令和 4 年 9 月当初は、大阪府を含めた 8 自治体で連携していましたが、本年 4 月からは大阪府、兵庫県、京都府の 3 府県の自治体で構成された、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークが開始され、連携範囲が府外に広がりました。先月 11 月には本ネットワークに新たに 22 県の制度実施自治体、125 自治体が加入し、現在は 25 府県 169 自治体で連携しております。宣誓者が本ネットワークに加入している自治体間で転居した場合、転出元への宣誓書受領証の返還が不要となり、転出先で宣誓を行う際、添付書類を一部省略できるなど、手続きを簡素化することができます。

最後に「（８）全国のパートナーシップ制度実施自治体数」ですが、このパートナーシップ宣誓制度を取り入れる自治体は年々増加しております。渋谷区と民間団体の共同調査によりますと、459 自治体で制度が導入されており、人口カバー率では 85.1%に上ります。こちら資料に令和 6 年 5 月 31 日現在と記載しておりますが、正しくは令和 6 年 6 月 28 日現在でございます。訂正してお詫び申し上げます。

以上が堺市パートナーシップ宣誓制度の説明となります。このパートナーシップ宣誓制度は、お二人の関係を市が証明し、自分らしく暮らしていただくということが目的の一つであり、さらに、この制度を通じて、性の多様性の理解の促進を図っていくものです。今後もパートナーシップ宣誓制度の周知や利用できるサービス制度の拡充に取り組んでまいります。以上が案件 1「堺市パートナーシップ宣誓制度について」のご報告となります。よろしくお願いいたします。

○内田会長 ご報告ありがとうございました。堺市で導入されていたパートナーシップ宣誓制度であったり、もう既に導入されているということですがけれども、ファミリーシップ宣誓など、これまでの取組についてご報告いただきました。それでは、この案件に関しまして、皆様からご意見やご質問等ありましたら、ぜひ出していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。どなたからでも大丈夫です。どうぞ、はい。

○東委員 ありがとうございます。この導入について賛成です。ご説明いただいたとおり、いろいろな輪が広がっているところでもあり、ぜひ堺市の方でもと思っています。一箇所、この資料 1 に書いてある「性的少数者」という言葉について発言させていただきます。前回の会議の後、事務局に対して用語についてということで、私はこの「性的少数者」という言葉は全部「性的マイノリティ」に変えるべきであるという意見を提出させていただきました。数の問題ではないんだと。事務局の方からは丁寧に返答をいただきまして、以前は堺市も「性的マイノリティ」を使っていたけれども、議論があって「性的少数者」に変えたんだ、というご説明をいただいたと思うんですけど、その理由がいまいち私には分からなかったです。法務省人権擁護局の方でも性的少数者ではなく、性的マイノリティという言葉を使っている。やっぱりこれは数の問題ではないんだという議論が定着している証拠であろうというふうに理解しているんですが、これについてはいかがでしょうか。

○内田会長 はい。ということで、東委員からのご質問ということですが、いかがでしょうか？

○杉山 ご質問ありがとうございます。堺市では今お話しいただきましたとおり、性的マイノリティから性的少数者へ表記を変更させていただいたという経緯がございます。変更理由としましては、マイノリティという言葉自体に、「少数者」という意味以外に「弱者」という意味が含まれているということで、性的少数者、LGBTQ に該当される方は弱者と言っても良

いのかという議論になりまして、「性的少数者」、数に焦点を当てた表記に変えさせていただいたところでございます。今いただいたご意見を踏まえまして、今後も言葉の表記については検討させていただきたいと思っております。

○内田会長 はい、いかがでしょうか。せっかくですのでご意見いただいたら。

○東委員 はい。マイノリティという言葉に弱者という意味はない、それは別の言葉、別の概念ですから、この会議で変えましょうということが決まれば、そこから動いていくのかなと理解していますが。はい。

○内田会長 はい。ということで、ご提案としましては、「性的少数者」というのは、数の問題に考えられてしまうことがあって。そうした数の問題ではないというところを強調する意味で「マイノリティ」という言葉に統一したかどうかという東委員のご意見でしたが、これは、この場で変更していただきたいということであれば、変更可能なものなんでしょうか。

○脇田課長 そうですね。ご意見いただきました文言については、このパートナーシップ宣誓制度以外にも他に影響が及ぶものがないか等も踏まえまして、検討させていただいた上で、東委員の方からいただいたご意見を踏まえまして、今後、変更等も考えながら対応してまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○内田会長 はい。ということで、他の制度等の兼ね合いで、それはまた聞き出してからということで、そのご意見に関して、何か賛成意見とか反対意見とかどうですか。ありますか。どうぞ。

○妻木委員 賛成です。「マイノリティ」の方がいいかなと。「マイノリティ」を「少数者」というのは若干誤解を招くかなと思いますので、僕は「マイノリティ」案に賛成します。

○内田会長 はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○農野委員 はい、ありがとうございます。言葉をどのように表現するか、そういうお話なんですが、「こども」「児童」という言葉も、とても揺れている言葉です。年齢でこどもと大人を分けるという、そういうことをしてきたんですけども、昨今、こども基本法の中では年齢は書かない、むしろ、発達の段階である、そういう存在を「こども」として表現しています。例えば「障害」であるとか「こども」であるとか、あるいはこの「少数者」、僕は「少数者」という書きぶりというか、なんかちょっと違和感があります。でも、それをどのようにイメージしておられるかっていうのは、やっぱりいろいろあるかなと思いますので、まずはしっかり定義づけをしていく、それから共通認識になっていく、そういうことが必要かなと思ってます。だから「こども」に関してはまだまだ共通認識はないと思っています。だから今度、こども基本法のそういう定義づけがどのぐらい妥当なものであって、多くの方に理解していただけるかっていうのを見届けるしかないかなと、そういう気がしています。それで、別件いいでしょうか。このファミリーシップ宣誓の導入については私も大賛成で、特に里親制度を利用されているところがあって、大阪は非常に積極的に同性の里親さんのところに委託をしているという実績を持っています。また、性的な虐待を受けてきたこどもにとって、同性のカップルの方のもとで育つということはやっぱり意味があることなので、それをどんどん、そういう里親さんがこどもを育ててくださることをやっていただけたらと思うんですが、一点、ちょっとこどうなんだろうなと思うところがあって。資料1の裏面ですね。ファミリーシップ宣誓の場合の説明で、「宣誓に含む子又は親の同意を得ている」というところで、「子については年齢により発達の程度に合わせた説明を行い」と書いてあるんですけども、これ、例えば里親につく時は児童相談所のワーカーが説明したりするでしょうけれど、そうではない場合にどなたがこれを説明するのかな、ということがちょっと私分からないので教えていただけたらと思います。

○内田会長 はい、ご意見とご質問が出ましたので、ご質問の方、ご回答いただければと思います。この説明は具体的にどのようにされるのか。これ実績はないんですね。実績はないけれども、どのようにするつもりであるのかということをお教えいただければと思います。

○杉山 現時点で実績はないんですけども、方法としましては保護者の方、親御さんが子に説明を行うということで予定しております。

○農野委員 ちょっといいですか。たぶんそうなんだろうなと思うんですけど、例えば離婚する時でもやっぱり親御さん同士が協議離婚するケースが多いじゃないですか。そうすると、やっぱりこどもの権利であるとか思いであるとか、そういうものがなおざりになってしまう場合がある。だから、保護者が説明したらダメとは言わないんですけど、こどもの思いやそういうものを

やっぱりきちんと拾い上げて、そしてそれをしっかりと啓発した上で、ということを親御さんだけに見立てていて大丈夫かなという。

○内田会長 はい、というご意見でしたので、これに関してはまだ実施されてないということですが、そのあたりへの配慮も当然必要になってくるということの意見ですので、これはぜひ検討いただきたいなと思います。はい、どうぞ。

○呉委員 (6)の宣誓者が利用できる制度サービスに関してですが、パートナーのこどもと親の介護に対する、ファミリーシップ宣誓をしている人の保証があまりちょっとはっきりしてないので、そこをもうちょっと細かく明記できないでしょうか。例えば、こどもを幼稚園に迎えに行く時に、ファミリーシップ宣誓をした人が行きます。その時に幼稚園側がちゃんと対応できるかどうか。そのあたりの身分保証をできるようなイメージをちゃんとしてほしいです。

○内田会長 はい、ということで、これもご意見、ご要望ですが、

○杉山 はい、今呉委員に具体的に示していただいた保育所送迎の件につきましては、庁内の関係部署にも当たってみんですが、個別の保育所で対応していたりはするみたいなんですけれども、こういった資料とかに掲載すると、全部の保育所で対応するというので今統一できているわけではないので、それはちょっと控えてほしいということでお話いただいておりますので、今掲載できていない状況になっております。その他のファミリーシップ、親子関係で利用できる制度は、今後とも関係部署と調整しながら進めてまいりたいと思っております。

○内田会長 はい、現状としては、使えないところがあるので、ここには載せていないということですが、それらに関しては、説得と言ったらあれですが、広げていかれるという。要望もありますので、広げていかれる方向で後押ししていただきたいということでよろしいですか。はい、ということでお願いしたいと思います。では、妻木委員。

○妻木委員 すごく細かいところではあるんですけど、先ほどの利用できる制度サービス等のところで下線が令和6年3月以降に追加したものっていうのは、ウェブサイト追加したってことですか。

○杉山 そうです。以前から実施していたものもありまして、こちら下線を引いているのは掲載を開始したものとなっております。

○妻木委員 分かりました。この審議会の資料とかウェブにアップするんだったら、ウェブサイト追加したものですよというのを書いておかないと誤解が生じるかなと思います。はい、以上です。

○内田会長 他にご質問とか。

○中田委員 私も「性的マイノリティ」という言葉を使用する方が、ピンとくるなと思う。実は国連の女性差別撤廃委員会でも部落女性をはじめ、日本国内に、数は少ないけれども権利を奪われていると。そういう意図で「マイノリティ女性」というくくりで発信しておりますので、「性的マイノリティ」の方が私はぴったりいかなと思っています。

○内田会長 はい、ありがとうございます。はい、では、李委員。

○李委員 ありがとうございます。呼称については、私も「マイノリティ」の方がいいかなというふうに思っています。ちょっと伺いたいのが、連携に関してですが、今伺いましたご説明からしますと、非常に増えていると、かなり広がっているということで、すごいなというふうにびっくりしたんですが、ただその連携の中身と言いますのが、各市、各府県で転出があった時に、宣誓の手続きが簡略化されるということで、簡略化されるのは結構なんだけれども、まだやんなきゃいけないのか、という気がするんですね。これは堺市単独でできるということではないと思いますけれども、その連携の中で宣誓が行われれば、何かしら届出は必要なのかもしれないけれども、例えば、要件を共通化することによって、改めて宣誓しなくても、届出さえすれば他の自治体でも通用するというような仕組みは、今後の展望として協議をしていただければというのが一つ。それともう一つは、おそらく自治体ごとに、宣誓によって利用可能な制度であるとか宣誓しなくても使える各施策とかいろいろあると思うんですが、その点、各市府県共通のものは何か、凸凹があるのをどう平準化していくかですね。そういった展望も含めて、もし今連携されているネットワークの方でどういうお話になっているのかというのが、もしあればお聞かせいただけたらと思います。以上です。

○内田会長 はい。これもご質問で、(7)に関わることで、実際のところ連携がされたことによって何がどのようになったの

か、ということのご質問だと思いますけれども、お答えいただいてもよろしいですか。

○杉山 こちらの自治体間連携なんですけれども、李委員にもご説明いただいたとおりで、転出先の自治体での再宣誓の手続きが簡略化されるということで、そもそも転出した先での宣誓手続き自体を省略できるというものではないというふうになっております。堺市以外の自治体も入っているネットワークになりますので、他自治体との調整もあるんですが、より宣誓者の方に負担にならない形で手続きできる方法はないかというのは、今後も検討を行っていかないといけない課題かと思っておりますので、そこらは検討していきたいと思っております。ネットワークの自治体間での利用できる制度、サービスの平準化なんですけれども、こちら特にネットワークの中で議論になっていることはなく、今のところ特に触れられていないんですが、本市もネットワークに入っているということで、自治体間の制度の平準化というのは図っていかないといけないものかと思っておりますので、今後も検討を進めていきたいと思っております。

○内田会長 はい、よろしいですかね。連携ネットワークってどこが旗を振ってるんですか。

○杉山 このネットワーク自体は大阪府が主導で開始したことになります。

○内田会長 堺市からの声も届くこともあるということですね。

○杉山 そうです。はい。

○内田会長 ですので、堺市として積極的に役割を果たしていただきたいなというふうに思います。ほかいかがでしょうか。よろしいですかね。先ほど「少数者」なのか「マイノリティ」なのか。ということで、意見を伺ったところでは、「マイノリティ」でいいんじゃないかというようなことのように、賛成意見の人も多かったので、今回、審議会としましても「マイノリティ」という言い方で、呼称ですね、平準化をしていただきたいなということを要望させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○各委員（異議なし）

○内田会長 はい。もうそのような使い方がかなりされているということでもございますので。はい。それでは案件 1 に関してはここまでにしたいと思っております。それでは案件 2 の方にうつります。案件 2 は「第 9 回人権に関する市民意識調査について」ということで、こちらは審議事項になっております。これに関しましては、堺市より審議会の方に審議依頼書をいただいている関係での審議になりますので、皆様のご審議をよろしくお願いしたいと思います。それでは、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○杉山 それでは案件 2「第 9 回人権に関する審議意識調査について」をご説明いたします。着座にて失礼いたします。なお、本日のご確認いただいております質問項目資料は素案を示しておりますので、皆様方からご意見をいただき、次回の審議会にて修正案をお示したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、「資料 2 第 9 回人権に関する市民意識調査について」をご覧ください。調査の概要ですが、「（1）調査目的」にありますように、この調査は、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に掲げたまちの実現に向け、市民の人権に関する意識の現状を把握し、今後の人権施策の方向性を明らかにすることを目的に実施いたします。「まちづくり条例」については別途配布しております。次に、「（2）調査設計」についてです。こちらは調査の内容をお示しておりますが、現時点での予定となっておりますのでご了承ください。調査地域は堺市内全域、対象者は市内在住の 16 歳以上の 4,000 人といたします。なお、前回の調査では対象者を 3,000 人としておりましたが、回答率が減少傾向にあることに鑑み、今回 4,000 人といたしました。前回調査では回答率が 44.5%、回答数が 1,334 件でした。調査の統計学上、母数となる数字、この調査の場合は 16 歳以上の堺市民となりますが、16 歳以上の堺市民全員から回答を得る場合と近い結果を得るためには、約 1,500 件以上の回答が必要となりますので、調査対象者数を 1,000 人増やしております。送付対象者の抽出方法は前回同様、各区の人口比率に合わせて住民基本台帳から無作為抽出する方法といたします。なお、4,000 人の内訳ですが、例年若年層の回答率が低く、分析に必要な回収数を下回る可能性があるため、16 歳以上 3,500 人を標準サンプルとし、16 歳以上 20 歳未満 300 人、20 歳以上 30 歳未満、200 人の計 500 人を追加サンプルとする予定です。追加サンプルは全体、性別、職業別の集計においては集計対象外と

し、年齢別集計に限り含めて集計する予定です。調査方法は、質問票を郵送でお送りし、調査期間中に礼状兼催促のはがきを一回送付いたします。その点は前回と同じ形で行いたいと考えておりますが、今回は回答方法を郵送のみから郵送とインターネット回答どちらかを選んでいただけるように変更するよう考えております。調査時期は 8 月中を予定しております。この資料の中ほどに前回実施した調査の概要を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

続きまして、調査の内容をご説明いたします。「(1) 質問内容」につきましては、後ほど資料 3 で説明させていただきます。また、今回、回答者の負担を軽減し、回答率を上げるため質問を統合するなど精査を行い、質問数を削減するよう考えております。次に(3)、この調査で分析する内容ですが、こちらは前回同様、個別の様々な人権課題に対する質問についての意識と年代別、性別のクロス集計分析、一部の質問は経年変化による意識の分析を行う予定です。次に、「(4) 調査項目」ですが、記載のとおり項目です。人権に関する基本的な事柄や個々の様々な人権について問い、性別や年齢などの特性や生活のゆとりが意識と関係しているのかを調査いたします。

続けて、質問項目の説明をさせていただきます。「資料 3 第 8 回第 9 回質問項目比較表」をご覧ください。この資料では、前回と今回の質問の項目を比較できるように記載しております。表の左側が前回第 8 回の質問項目、右側が今回第 9 回の質問項目案となっております。質問数は前回 43 問から、今回は現在のところ 37 問で考えております。質問事項の変更や修正についての本市の考え方として、まず調査結果について経年比較を行うため、基本的に質問項目、内容、文言は大幅には変更しないこととしております。ただし、先ほども申し上げたように、回答者の負担軽減のため質問を統合するなど、質問数を削減しています。また、今回、ダイバーシティに関する質問を 3 問新設いたしました。ダイバーシティの推進に関して、今後、市民への啓発を進めるに当たり市民理解の現状を把握する必要があることから、今回新設させていただいています。それでは、「資料 3 第 8 回第 9 回質問項目比較表」に沿って変更点等を詳しくご説明いたします。なお、説明の際に申し上げます問いの番号は右側の欄第 9 回の問いの番号を読み上げさせていただきます。それでは問 1 から順に質問主旨、変更点等を説明いたします。

まず、あなた自身についてです。前回は最初にこちらの質問を設定しておりましたが、前回調査時の審議会において、最後にある方が一般的とのご意見をいただいたため、最後に回しております。問 1 は人権に関する法律などの知識を問う質問となっております。前回の項目に加え、令和 5 年に施行された子ども基本法と LGBT 理解増進法の二項目を追加いたしました。なお、「項目サ プロバイダ責任制限法」は、令和 6 年 5 月に改正プロバイダ責任法が成立し、公布されました。法律名は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」、通称「情報流通プラットフォーム対処法」に改められます。施行は公布の日から 1 年以内となっており、本調査実施時には施行されているかと思しますので、その際はこちらの項目も修正する予定です。次に問 2 は人権に対する考え方を問う質問となっております。人権に関する様々な考え方についてどう思うか、その意識について調査します。問 3 は前回、それぞれの人権問題のうち関心のあるものに○としておりましたが、前回調査時にそれぞれの人権問題に対する関心の度合いを聞いた方が良いとのご意見をいただいたため、関心度合いを数字で選択していただくような質問に変更いたしました。なお、「項目 1 同和問題」については補足のため括弧書きで「部落差別」を追加しております。また、項目 6 は前回調査で「日本に住む外国籍住民の人権問題」となっておりますが、国籍にかかわらず外国にルーツのある方について問うため、「日本に住む外国にルーツのある人の人権問題」に記載を変更し、表の欄外、資料の 6 ページ目に注釈を追加いたしました。なお、以降の設問についても「外国籍住民」は「外国にルーツのある人」に置き換えています。「項目 12 性的指向や性自認を理由とした人権問題」では、説明の中に「両性愛者」という単語がありますが、両性愛や両性愛者という言葉に馴染みがない方が多くいらっしゃるため、表の欄外に注釈を追加いたしました。また、前回の「項目 17 東日本大震災に伴う人権問題」と「21 新型コロナウイルスに関する人権問題」は、新型コロナが 5 類に移行したこと、集団感染によるパンデミックは災害と位置づけられることなどから、今回、「項目 20 震災や集団感染等の災害に起因する人権問題」に統合いたしました。

次に自分自身に関する質問です。問 4、問 5、問 6 は人権を侵害されたと感じたことはあるか？ある場合はどのような

内容で、誰、どこから侵害されたか、その時どうしたかという質問です。問 5 の「エ パワーハラスメントを受けた」の括弧書きに前回は「上司からの嫌がらせなど」と記載していましたが、パワーハラスメントは上司からとは限らず、また直接的な嫌がらせではないが、圧力とすることもパワーハラスメントであると考えられますので、記載を変更いたしました。また、項目ケは前回まで「インターネットで名誉や信用を傷つけられた」としていましたが、インターネットに限らず、人権侵害の事象を広く問うため、「インターネットで」を削除しました。資料の 8 ページですが、前回の「問 11 あなたの身近な人の中に以下のような方はいますか。」は身近にいるかをお聞きするのみで、その先に続く問いがなく、また、何らかの新たな問を追加したとしても、各人権問題の施策に反映できるような結果が得られないと考えたため、削除しました。

それでは、次に同和問題に関する質問です。同和問題をご存知でない方にもなるべく全ての質問にご回答いただけるよう、各質問に必要なに応じて注釈を追加しています。同和問題にかかる質問の質問文や注釈文については、より適切で分かりやすい表現に修正したいと考えておりますので、主に追加した部分についてご意見いただければ幸いです。問 7 は前回同和問題などをどのようにして知ったかという文章にしていますが、今回から同和問題などを知った、学んだ一番の要因を問う質問といたしました。変更理由としては、この質問は当てはまる番号一つに丸をつけていただくものなのですが、丸を複数つける方が多くありました。回答は一つと分かりやすくするため、またこちらは経年比較を行っている質問でございますが、最初に知った要因ではなく、その人に一番影響を与えた人、手法を聞いた方が今後の啓発に活かせると考えたため、このような質問文といたしました。なお、現在この問の質問文は、「同和問題や被差別部落（同和地区）があることを知った（学んだ）一番の要因はなんですか。」としていますが、「同和問題や被差別部落（同和地区）について知った（学んだ）一番の要因はなんですか。」という文言に変更したいと考えております。問 8 は、様々な場面において部落差別があると思うかを問うものです。項目は変更しておりませんが、「項目ウ 引っ越しや住宅の購入に際して」に注釈を追加しました。これは、前回調査時に、この選択肢だと同和地区にお住まいの人が引っ越しや住宅購入をする際に差別があるかと捉える人がおり、正確な結果が得られないとの意見があったため追加したものです。問 9 は同和問題に関する意見の質問で、こちらは前回から変更しておりません。問 10 はお子さんが結婚したいと言っている人が同和地区の人がいた場合、どのような態度をとるかという質問です。前回はこの質問の後に、あなたが結婚したい相手が同和地区の人であった場合、身近な人はどのような態度をとるかという質問を設けていましたが、身近な人という問い方をしているため、身近に反対しそうな人が一人でもいると反対すると回答することが考えられ、また身近な人の範囲が不明確であるため、今回は削除いたしました。問 11 は日頃から親しく付き合っている人が同和地区出身の人であることが分かった場合、どうするかという質問です。前回は「これまでと同じように親しくつきあう」という選択肢を設けていました。この選択肢では同和地区出身であることが気にならないから親しくするのか、気になりながらも親しくするのかが分かりませんが、前者と後者では差別意識に大きな差があると考えられます。そのため、今回選択肢を「気にならないのでこれまでと同じように親しくつきあう」と「気になりながらもこれまでと同じようにつきあう」の 2 つに分けました。なお、前回の「選択肢 2 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいは避けていく」と「3 つきあいはやめてしまう」は「つきあいは控える、又はやめる」として統合しました。問 12 から問 17 は前回から基本的には修正しておりません。問 12、13 は家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に同和地区にある物件若しくは小中学校区に同和地区がある物件ならばどうするか、またそれはなぜかという質問です。問 14、15 は過去 5 年ほどの間に、同和地区の人々に対する差別的な言動や落書きを見聞きしたことがあるか、ある場合はどうしたかという質問です。過去 5 年というのは、前回調査から今回の調査の期間について問うために設定しています。問 16 は部落差別をなくすことに関する考え方についてどう思うかを問うものです。寝た子を起こすな論や地域分散論をはじめ、様々な考え方を挙げています。なお、項目自体は変更していませんが、項目キは文言を一部修正しております。問 17 は、堺市では同和問題の学習が行われているが、どう思うかという質問です。こちらは修正しておりません。

それでは、次に女性の人権に関する質問です。来年度、当課の男女共同参画推進係が、男女共同参画に関する市民意識・実態調査を実施する予定ですので、その調査と質問が重複しないように設定いたしております。問 18 は前回

同様、女性の人権に関する考え方についての質問です。前回の問 24、過去 5 年ほどの間に、性別によって役割を決められたり、待遇に差をつけられたりした経験があるか、あった場合はどのような内容か、は男女共同参画に関する市民意識・実態調査において同様の質問が設けられているため、削除いたしました。

次に子どもの人権に関する質問です。こちらも前回同様、子どもの人権に関する考え方についての質問で、項目オは一部文言の修正を加えております。また、項目キとしてヤングケアラーに関する人権問題を追加いたしました。

次に、障害者の人権に関する質問です。こちらも前回同様、障害者の人権に関する考え方についての質問です。項目アは前回聴覚障害者に限定した文章としておりましたが、聴覚障害者以外でも同様の事象が起こる場合が考えられるため、修正しました。

次に、高齢者の人権に関する質問です。問 21 は高齢者の人権に関する考え方についての質問です。前回同様の内容とし、修正はしておりません。前回の問 28 ですが、こちらの質問は高齢者福祉の分野に近い質問であり、高齢者の人権について直接的に問う質問ではないため、今回削除いたしました。

次に、日本に住む外国にルーツのある人の人権に関する質問です。問 22 は前回同様、外国にルーツのある人の人権に関する考え方についての質問です。前回調査では、項目エは「選挙権がないのは問題だ」としておりましたが、外国にルーツのある人でも国際結婚やその子ども、帰化など、条件によって選挙権の有無が異なるため、「日本に住む外国人に選挙権がないのは問題だ」に変更し、外国人の説明を注釈で追加いたしました。なお、外国人の定義は入管法第 2 条第 2 号の規定のによっています。前回の問 31 ヘイトスピーチについてどう思うかという質問を問 22 の項目ケとして追加、統合いたしました。また、前回の問 30 植民地に関する質問ですが、この設問に対する回答が具体的な施策や市民サービスの改善に直接結びつくことが少ないと考えたため、今回削除しました。

次に、様々な人権に関する質問について説明いたします。これまでに挙げた人権課題以外の問題について、各項目で 1 問程度質問を行います。問 23、24 はインターネットに関する質問を設定しております。前回から設定している質問ですが、インターネットに関する誹謗中傷などについては、いまだ社会的関心が高い状況にありますので、引き続き設定しております。なお、問 24 のインターネット上で誹謗中傷や差別を助長、誘発する書き込みを見たことがあるかという質問では、選択肢に見たことがない、を追加しました。続いて問 25 は性的指向、性自認に関する質問を設定しております。こちらは前回から文言の修正を行っております。項目イは「性同一性障害」を「性別不合」という表現に変更いたしました。項目ウは、同性愛者に加え、「両性愛者」「性別不合」も記載しました。また、前回は「力になる」という表現を使用していましたが、「力になる」とは具体的にどのようなことなのかイメージしづらいと考え、「受けとめる」という文言に変更いたしました。また、この質問の個別の問で、性別不合、トランスジェンダーに関する項目が少なかったため、項目カを追加しました。欄外の注釈についてもそれぞれ文言を修正しております。次に問 26 は様々な人権問題についての質問を設定しております。前回の「項目オ 若者の貧困をなくすためには、社会保障の予算を高齢者向けから若者向けに振り分ける方が良い」は一般のテーマと比べると、比較的に人権とは関連性の薄いテーマであると考え、今回削除しました。また、前回の「項目カ 報道によりプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏が保てなくなるのは仕方ない」は、プライバシー侵害に関する質問ですが、一般の方は報道によりプライバシーがさらされるというケースが想定しづらいと考えたため、法務省が啓発活動を強調事項として掲げる犯罪被害者に関する人権問題に変更いたしました。そして前回のクは災害利用のための個人情報問題となっておりましたが、能登半島地震や新型コロナウイルスの流行に関連し、災害に関する問題として項目キの内容に変更いたしました。

続いて、前回の問 36 新型コロナウイルス感染症に関する質問ですが、新型コロナウイルス感染症は第 5 類に移行となり、感染者に対する拒否感も薄れていると考えられるため削除いたしました。また、前回の問 37、38、SDGs に関する質問ですが、SDGs のゴールには人権課題に深く関わりのある項目が含まれているものの、この調査において SDGs 全体について問う必要はないと考え、削除いたしました。

次に、ダイバーシティに関する質問です。こちらは質問文と選択肢に一度誤りがございました。大変申し訳ございません。

正誤表をお付けしておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。それでは質問の説明に入らせていただきます。皆様、ご存知のとおり、令和 5 年 4 月に人権部と男女共同参画推進部が統合され、ダイバーシティ推進部が新設されました。現在は主に市内への周知、啓発を中心に行っているところですが、今後市民に対しても啓発を行っていく予定であり、まずは市民の現状を把握することが重要であると考えております。そこで今回、ダイバーシティに関する質問を 3 問新設いたしました。まず問 27 として、ダイバーシティという言葉を知っているか？というダイバーシティの認知度を調べる質問となっております。問 28 はダイバーシティという言葉を知っている場合、どのように知ったかという質問です。問 29 はダイバーシティに当てはまると思う項目を問うものです。問 29 は、全ての項目がダイバーシティに通じるものでありますが、この質問によって理解度を図りたいと思います。

次に、人権問題の啓発活動に関する質問です。問 30、31 は前回同様、学校で人権について学んだ経験はあるか、どのような分野を学んだかという質問です。次に問 32 ですが、こちらは前回の問 41 人権について講演会や研修会で学んだことがあるか、と問 42 人権について理解を深めるために役立ったと思うもの、を統合しております。次の問 33 では堺市が行っている人権に関連する事業や堺市の施設の認知度と利用度を聞いております。前回の項目ウ、工の憲法週間と人権週間の啓発活動は、事業目的や取組内容が同一であるため、項目ウとして統合しました。また、前回の「項目オ 多文化共生学習会」は現在実施していないため削除いたしました。前回の「項目カ 堺セーフシティプログラム（セーフティさかい）」は現在「セーフシティさかい」という名称に変更されているため、修正いたしました。

最後にあなた自身についてということで、回答者の属性に関する質問を設けています。問 36 は職業を問う質問となっておりますが、こちらの選択肢は本市の政策企画部が実施しております市民意識調査に揃える形で修正いたしました。なお、この変更による経年比較への影響はございません。問 37 ですが、暮らしにゆとりがあるかどうかの感じ方は人それぞれなので、年収額のみを問う形式ではなく、ご本人がどう感じているかを尋ねる質問としております。

以上、今回 37 問の質問を設定しておりますが、本日お示ししておりますのは素案ですので、皆様方からの様々なご意見を踏まえて再度検討し、次回の審議会にて改めて案をお示しさせていただきたいと考えております。なお、前回第 8 回の人権意識調査結果につきましては、堺市ホームページにて公開しております。ご参照いただく際は、ホームページ内で堺市人権意識調査と検索いただきましたらヒットしますので、そちらをご参照いただければと存じます。今回の資料を送付する際に合わせてご案内するべきであったかと存じますが、ご案内ができておらず、申し訳ございませんでした。市民意識調査についての説明は以上です。

○内田会長 はい、ありがとうございました。多岐にわたるんですね。質問を前回からどのように改定しているのか、改定する場合にはどのような根拠で、ということを解説いただきました。今回はあくまでも案ですので、皆様方からいろんな意見をいただいて、来年 8 月の実施に向けて調整していきたいということでございます。今日の段階で、今ご説明を伺って、ご意見等遠慮なく仰っていただければと思いますが、いかがでしょうか。はい、それでは、東委員お願いします。

○東委員 いくつかあるので喋りすぎたら止めてください。まず資料 2 なんですけども、もしこれをゆくゆくホームページなどで公開されるのであれば、それを想定して。調査項目って書いてありますよね。「(4) 調査項目」でここに何が文字化されているかって結構重要だと思うんです。例えば、高齢者っていうのがここから抜けたとしたら、あ、高齢者を大事にしないのかな、高齢者の人権問題は優先順位が低いつて見られたのかな、って思わせるのと同じように、ここには「性的マイノリティの人権」を入れるべきだと思います。入れるべき理由として、問 1 で紹介されている様々な宣言と法令に LGBT 理解増進法も入っていますので、これは入れるべきかというふうに思います。「自分自身に関することについて」と「あなた自身について」が重複していてちょうど一行あくので入れられるかなというふうに思いました。それから高齢者についてなんですけど、問 21 の質問項目って大事なかなってよく分かんなくて。これを聞くのが大事なかなってというのが分からなくて。今、インターネットで調べたら、法務省の人権擁護局が調査をするときに、高齢者の人権課題って何ですかって、なんだと思いますか、っていうのに、同じような質問があるのは分かったんです。でも、高齢者の人権について聞くべき項目をもうちょっと練りなおした方がいいんじゃないかなっていうふうに思いました。性的マイノリティのところなんですけども、ち

よっと勉強チックになりすぎているかと思います。この文言あまり知られてないから説明しようとか、それから新しく「性同一性障害」に変えて「性別不合」も。「性別不合」なんてたぶん世界中でも流行らない言葉なので説明する必要もないし、専門用語なので、これは「性的マイノリティ」とか「LGBT」とかで統一していいぐらいなことだと思いますので、性的指向に関するところの文言はお勉強チックにならないように、もっとすっきりさせてもいいのではないかと思います。また、4件法の並びなんですけれども、「関心がある」が1よりも関心があればやっぱり4の方がいいと思うんです。でも、質問の並びとして最初に「関心がある」から始まって「関心がない」で終わるのはいいと思うので、数字を4321って並び替えてもいいんじゃないかなと、ちょっと些末なところですけども思いました。はい、とりあえず以上です。

○内田会長 はい、ありがとうございます。調査項目に「性的マイノリティの人権」を入れるべきであるということや、高齢者の人権に関する質問はこれでいいのか。性的指向等は性的マイノリティ等で統一してもいいんじゃないかということと、4件法の扱い方についてご意見いただきました。これは回答というか、ご意見いただいたということでよろしいですか。はい、回答されますか。

○脇田課長 先ほどいただきましたご意見を参考にしまして、また修正等させていただきます。

○内田会長 はい、他、いかがでしょうか。はい、中田委員。

○中田委員 はい。説明ありがとうございました。質問と意見と織り交ぜて申し上げます。まず3ページめ、各種法とか条約とかいろいろ書かれていますが、この中で男女共同参画社会基本法が入っていないのはなぜなのかというのが一つです。次に9ページのところになります。問7の「被差別部落（同和地区）」という形の表現の中で、「文化的に低位な状態に置かれている」という文言はよく聞くんですけど、「低い状態」って、当事者にとってはすごく嫌な言葉だなと思って、最初に印象に残ったんですけど、これ「同和地区」を説明するんだったら、同和对策事業特別措置法の1条に、「歴史的、社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域」というふうに法律の条文でありますので、それを活用された方がいいかなと。ただ、「被差別部落」という説明にそれが当たるのかなって。被差別部落はまた違った言い方もするので、括弧書きでするのはちょっと難しい。一緒にしてしまうのは難しいかなと。例えば、「被差別部落」だったら、「近世初期以降、封建的身分制で最下層に位置づけられた人々を中心に形成され、現在も様々な差別を受けている地域」とか人とか、そういう感じで書いているので、一緒くたの説明は難しいかなと思いました。それから12ページの問10ですが、人権ふれあいセンターの触松人権歴史館で意識調査の表みたいなのを活用させていただいて、来館者にご説明するときに、よく皆さんが関心を持って見ておられるところなんです。だから、これ削除っていうのはいかなものかなと思います。その削除理由のところに、「身近に反対しそうな人が一人でもいると反対すると回答すると考えられる。そうすると自ずと反対するの数が 증가することが予想でき」云々って書かれてるんですけど、なんで増えたらダメなのかなと、実際にいるんじゃないか、というふうに思うのが一つ。それから「身近な」という説明だから、「身近」がダメだったら、例えば、よく結婚差別で反対するのは親族であったり、身内ですね。おじいちゃん、おばあちゃん、おじさん、とにかく親族の誰かが言ってるからダメだとかね。そういうのが圧倒的に理由として多いので、「身近な人」がダメだったら「身内」「親族」に変えて、この質問項目は必ず残していただきたいと思いました。それからすいません、些末なところもどんどん言っていきますので。15ページ、部落差別解消推進法の説明なんですけど、ちょっとこれさらっとしすぎて説明してるのかしてないのか、ちょっと分からない文章。申し訳ないんですけど。この法律の説明を、例えば、下がいっぱいあいてるから書けるんじゃないかなと思うんですけど「部落差別のない社会の実現を目的として、差別解消を推進するために、全ての国民が等しく基本的人権を享受する、かけがえのない個人として尊厳されるという基本理念、国と地方公共団体の責任などを明記した法律のこと」とかね、いろんな書き方があると思うんですけど、ちょっとこれはあまりにも分かったようで分からない説明だなというのがありました。すみません。それから、先ほど東委員もおっしゃいましたけど、19ページの高齢者の人権についてのところ。全部削除してしまっているのかなと。人権問題に関する意識調査なので、他のところで詳細な意識調査があると思いますけれども、先ほどおっしゃっておられたように、やっぱり調査項目は残しておくべきではないかと。減らすことを目的にいろいろ考えられて、作業されたことは非常によく分かるんですけども、やっぱり聞くべきものは残してほしいなと思います。それから28ページのダイバーシ

ティについてのコメント、私これ堺市民としては思うんですけど、今まで人権推進課とか人権推進部、ちゃんとした名称は覚えてませんが、市民人権局という形の中の何々課、ダイバーシティ推進部とかダイバーシティ企画課とかいうふうに変わられたんですけど、市民からすると一体ここ何やってるところなのと。先ほど、庁内の人には説明しているとおっしゃってられましたけど、「ダイバーシティ」という言葉よりも、こういうふうに変わりました、こういう理由でこう変わりました、ご存知ですか、っていうふうに市民がどれだけ知ってるのかなと。そっちの方が自分の生活と密着しているから、言葉だけを説明するよりも、より浸透するのではないかなというふうに思いました。それから 34 ページのところの間 34 です。あなたの性別をお答えください、男、女、いつも思うんですけど、なんで女が先じゃないのとか。慣習になってるからこうなっちゃうんですけどね。それをお考えいただくのと、それから 3 番「その他」の他にも、答えたくないという項目を入れてもいいんじゃないかなというふうに思いました。はい、すみません。いろいろ言いましたが、よろしくお願いします。

○内田会長 はい、様々な意見をいただきましたのが、なにか回答できることはありますか。ご意見を承っておくか、それとも回答されるか。

○脇田課長 今受けましたご意見を踏まえまして、回答をご報告させていただきます。「ダイバーシティ」という形で、なかなか市民の皆さんご理解をいただけてないっていうのは、おっしゃるとおりだと思うんですけど、違いを認め合い、違いを踏まえた上で、皆さん自分らしく生活できる社会の実現に向けて、「ダイバーシティ」という組織を作ってはいるんですけど、今後につきましては、市民の皆さんにより周知を図っていくというような課題であると認識しております。よろしくお願いします。

○内田会長 はい。それではご要望に関しては検討していくということをお願いしたいと思います。他いかがでしょうか。じゃあ、妻木委員よろしくお願いします。

○妻木委員 5 ページの、次の人権問題にはどれぐらい関心がありますか、のは調査票にこの説明を載せる形でやるんですか。全般的に思うんですけど、説明が多すぎるんじゃないかなっていう気がして。調査票は、基本的に文言についての説明とかは回答を一方に歪ませるので、極力説明はしないというのが基本的な考え方かなと思います。ただ先ほど同和問題の説明はこれでいいのか、みたいな意見もあったと思いますが、もう説明なしの方がいいかなと僕は思いました。例えば、ホームレスの人権問題で偏見、暴力などっていうふうに説明されているんですけど、人によってはホームレスが存在すること自体が人権問題じゃないとか、ハンセン病に関してもそうですが、この説明だとこの問題の一部だけを取り出しているような印象がちょっとあります。あともう一個だけ言います。削除した問 11 ですね、あなたの身近な人の中に以下のような方いますか、というのが施策に反映できるような結果が得られないと思われるので、っていうことなんですけど、これは残した方がいいんじゃないかなと思います。こういう人権意識調査の結果を施策に生かす時って、教育が大事だよねとか、啓発が大事だよねみたいなことが出てくると思うんですけど、問 11 の問題は身近にそういう人がいるとあって出会いがあったり、結びつきがあることが意識にどんな影響を及ぼすのかっていうのを明らかにできるので、これこそ施策に活かす、啓発とか教育以外の方法を提案できる質問かなと思うので、ワーディングとか選択肢とかを少し考えることができるかもしれないですけど、問 11 のような質問はあった方がいいかなというのは僕思いました。はい、以上です。

○内田会長 はい、ありがとうございます。東委員からもありました、全般的に説明がいろいろついているっていうところが、啓発したいのはすごく分かるんですけど、それが誘導になってしまうんじゃないかっていう懸念があるところかなと思います。ちょっとこれはかなり大きな話なので、要検討のことかなというふうに思いました。これも意見ですけど、それでよろしいですか。はい、ありがとうございます。じゃあ、李委員。

○李委員 二件、意見を申し上げたいと思うんですけど、一件めはですね、「外国にルーツのある人」と「外国人」とをしっかりと分けたというのは、個人的には法学の人間なので、すっきりしたなという気持ちはあるんですが、「外国人」という表現になった時に、「国籍が違う人」というふうにイコールで理解されているものなのかというのは気になるというのが一つです。もう一つは大変悩ましい問題だと思うんですけど、問 3 の女性の人権問題ということで、いくつか挙げられてるんですけど、説明なくした方がいいということであれば、問題なくなると思うんですが、性別役割分担、あるいはその意識という点

だと、女性の人権問題はたくさんあるだろうということは理解できるんですが、その後ですね。配偶者間暴力であるとか、セクシュアルハラスメントとか、性暴力に関して、じゃあ男性はそれ受けないのかというと、必ずしもそういうことじゃない気がするんです。女性の人権で性暴力とセクシュアルハラスメントを包摂してしまうと、男性の性被害みたいなものが等閑視されやしないかという気がするのですが、ただ圧倒的に多数なので。女性が被害にあっているということは重々承知しておりますので、どう表現したものかというのは悩ましい問題ではありますけれども、どうしましょうかということで、はい。

○内田会長 はい、ありがとうございます。先ほどの妻木委員の話と重なりましたね。説明があると、それにすぐ寄せられて考えてしまうことがあって、それ以外に漏れ落ちるものが出てくるというもあるし、やっぱり限定をかけると、それに寄せた形での関心しか出てこないということになってしまうんですけど、説明を入れるか入れないかというところは同様のことかなと思いました。「外国にルーツがある」ということで統一されたということですけど、これに関してはどうですか。何か。

○李委員 もう一度すみません。個人的には、「外国にルーツ」というのをに入れていただくことで、帰化をしたけれどもエスニシティは外国にルーツがある人も光がかかるということになると、とても素晴らしいことだと思ってはいるんです。ただそこが市民の皆さんの意識として、どの程度、浸透していないのかなというのが気になるところではある、ということですね。その点では、これで実施していただいて、両者の違いであるとか、両者がどういう状況に直面しているか、というのが記録になれば、今後の取組に、それこそ多様性が出てくるのかなという気はするので、ご検討いただけたらと思います。以上です。

○内田会長 はい、ということで、基本的には賛成であるということで伺いました。はい、ありがとうございます。はい、呉委員、よろしくお願いします。

○呉委員 質問が二つあります。一つは李先生から出ました外国籍の問題についてと、もう一つは問 25 LGBTQ+ に関する質問があります。まず、外国籍の問題について意見を述べます。この設問の意味、アンケートの意味は、回答の結果をどうするのか、啓発するのか、それとも運動として施策を作っていくのか、という目的があると思います。日本にいる外国籍の人は大きく分けて二つあります。旧植民地出身者、戦前から日本に住んでいる人とその子孫。これは自分の意思で来ていないです。日本の植民地政策のせいで来ています。それから、戦後自分の意思で来た人たち。これは生活圏を求めて自分の意思で来た人ですね。戦前から来ている人たちは、その頃朝鮮半島は日本だったので、船の切符で来ています。日本国籍を持ちながらね。そして、新しい、戦後の人たちはパスポートで来ています。全然原因が違います。これを一緒に「外国にルーツのある人」ということにしてしまうとアンケートの目的があいまいになってしまいます。そして、旧植民地出身者の外国籍の人に対しては国連人種差別撤廃委員会・自由権規約委員会から勧告が出ています。こういう内容です。長年世代を重ねて日本に住んでいる韓国にルーツのある人たちに対して参政権を付与しなさい。国連は歴史的背景をみて勧告しています。今、この質問の意は、何を目的とするのか分らないです。だから、もしやるならば、在日コリアンが日本に住んでいる理由や原因を知ってますか、歴史を知ってますか、というところから始めないと、本当の外国籍問題は対処できないと思います。それが外国人問題ね。それからもう一つ付け加えますと、私は韓国籍です。旧植民地出身者で今でも韓国籍です。私の父と母が植民地時代に日本国籍を持って日本に来て、私は父や母が日本国籍で、私は日本で生まれている。出地主義から見ても私は日本人です。私は自分のことをこういうふうに言ってますね。私は韓国籍日本人です。これがぴったりの気持ちですね。。それから LGBTQ+ の問題ですが、24 ページ問 25 のイ、「同僚に同性愛者や性別不合の人がいる職場では働きたくない」、これを当事者に見てもらったんです。そしたら、LGBTQ+ の人たちが、気分が悪く感じると。だから、言葉を変えてほしいと、「職場に LGBTQ+ 当事者がいた場合、どう向き合っていけないか分からない」、こんな風にしたらどうでしょうか。質問の方向性は一緒だと思います。表現が当事者にとって非常に気分の悪い表現だと思うんですね。これは私たち当事者でないものには分からない表現だと思います。イをそんなふうに変えてほしいと思います。今度はウです。「もし自分のこどもが同性愛者や両性愛者、性別不合であっても受けとめる」、「あっても」はなんか悪意がありますね。悪いもののように感じます。これをこのように変えてほしいです。「もし自分のこどもや家族が LGBTQ+ 当事者の場合、進んで受けとめる。」、質問の目的とする方向は一緒だと思います。それからオとか、表現が違いますが中身は一緒です。これは合わせて一つの質問にしたらいいと思います。それから「キ パートナーシップの宣誓を

した人は、行政サービスを利用するときには、家族と同様の取扱いを受けるべきだ」、これをこんなふうに変えたいと思います。「パートナーシップ（ファミリーシップ）の宣誓をした人は、行政サービスを受けるときにも家族と同様の取扱いを受けるべきだ」と。こんなふうにすれば、「ときにも」受ける、他でも広く使えるという。初めの質問では、幅が狭いですね。「ときには」だけだから応用が狭くなります。だから今言ったような方向で修正をお願いしたいと思います。以上です。

○内田会長では、今のことに Regarding ご意見ありますか。

○脇田課長 市民意識調査の意義につきましては、もちろん今後の施策でありましたり、うちで言いましたら、啓発に取り入れる形で、この市民意識調査はさせていただいているところでございます。LGBT の関連の項目につきましては、再度検討させていただきます。よろしくお願いします。

○内田会長 はい、ありがとうございます。

○杉山 すみません。補足だけ。LGBT、性的マイノリティの間 25 の設問で、オとカについて呉委員からご意見いただいたんですけど、オの方が性的指向に焦点を当てた設問となっております、カが性自認、トランスジェンダーなどに焦点を当てた質問とさせていただいておりますが、今いただいたご意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

○内田会長 ありがとうございます。李委員、お願いします。

○李委員 すみません。呉委員のご意見についてですが、オとカを分けておくというのは結構重要だと思うんですよ。というのは同性愛とかバイセクシャルの人たちに対する偏見と、トランスの人たちに対する偏見って、かなり違うような気がするんですね。ですので、どれくらい違うんだろうかっていうのを聞き取るためには、オとカを分けた方がいいような。個人的には思います。はい、以上です。

○内田会長 これはご意見ですので、また検討をしていただければと思います。はい、それでは特にそれぞれ委員のご専門と言いますか、それに近いところからぜひ。東委員。

○東委員 皆様のご議論がごもっともだなと思いながら、全てのコメントを聞かせていただきました。中田委員が指摘された最後の問 34 のあなた自身の性別についてということなんですけれども、これ、どうしたものかなと。皆様のご意見を伺いたいなと思っているところなんです、何を基準に性別を聞いているかという説明責任は問う側にあるといつも思ってるんですね。例えば私たちが大学でアンケートをとる時、大学に届けている性別は何ですか、って言ったら、二つしかない。男か女しかないんですね。もちろん答えたくないはオッケーなんだけれども、戸籍とか出生証明書を基準に聞くのか、何かに届け出ているので聞くのか、アイデンティティで聞くのか、その辺で縛りをかければいいと思います。最終的に国の調査とかと比較もしたいんでしょうから、男と女っていうのがしたいんですね。男、女、あるいは答えたくないとか、その他のオプションをつけてもいいですけど、縛りをかければその他っていうのを書かなくてもいい場合もあるし、っていうので、このあたりは考えてもいいのかなと。何を基準に聞きたいのかっていうのを、聞く側が明確にしておくことが大事かなというふうに思います。

○内田会長 はい、ご意見ありがとうございます。いろんな性を分けていくとカテゴリーみたいなものがあって、聞かれている側もこれは何を基準に回答するのかということに関して、一定縛りをかけておくべきではないかというご意見だと思います。ジェンダー統計の話に関わってくる話で、なくしてしまえみたいな話もあるんですけど、なくしてしまうと今度は女性がどのような状況に置かれているのか、っていうことが全く把握できないということなどにも関わってくる話ですので、なくす話ではないんですけど、一体どのように聞くのかっていうところをもうちょっと精査をすべきだということでした。はい、この場ででもいいですが、考えなければいけない大きな宿題かと思いました。はい。それでは他にご意見等いかがでしょうか。どうぞ、よろしくお願いします。

○農野委員 先ほど、問 3 ですかね、次の人権問題にどれくらい関心がありますか、っていうことで妻木委員が説明を入れないといけないと。私もそう思うんです。まずバツとこのタイトルを読んで、なんだろうと思ってる人はあまり関心がないというようなことだと思います。そうなってくると、ハラスメントという言葉が抜けてしまって。女性の人権のところも、セクシャルハラスメントは女性だけではないとおっしゃっていたようなこともあるし、労働者の権利に関するところでパワハラが入ってるんですけど、ハラスメントが人権問題と考えるかどうかということなんですけれども。人権問題として「ハラスメント」っていうのをに入れて

もいいのかなど思ったりしています。最近ではカスタマーハラスメントとかですね。やっぱり抑圧、権力関係で、消費者の方が強いという。そういうふうな中で出てきているようなものがあるだろうと思うので、「ハラスメント」という項目を切り出して置かれるのはどうなのかなという、そういう感想です。もっと言うと、最近マイクロアグレッションですか。ちょっとした「いや、そんなつもりはなかったけど」、「色白いね」とか、あるいは「女性なんですね、頑張ってますね」みたいな。そういうことは当事者にもすごくズツとくると思います。そこに気づかなければ、それが偏見として残っていつて。ずっとね。そういったあたりの新しい人権感覚ですので、「マイクロアグレッション」で入れるかどうかですけども。はい、ありがとうございます。

○内田会長 はい、ご意見ありがとうございます。ちょっと余計な話をすると、尼崎市の審議会の委員でして、今ちょうど人権意識調査をやっているんですけど、例えば「マイクロアグレッション」という言葉とか「マジョリティ特権」という言葉を知ってますか、っていうのを項目に入れていて、新しい人権課題について、どれぐらい市民の方々がご存知なのかっていうのはかかっています。別にこちらでやる必要はないんですけど、そういうことをやっている市民意識調査もありますよということで、情報提供します。「ハラスメント」を独立させてもいいんじゃないかっていうご意見とか、新しい人権に関わる概念について聞いてみてもいいのではないかとご意見です。はい、ありがとうございます。あとはいかがでしょうか。妻木委員、お願いします。

○妻木委員 はい。細かいワーディングも含めると、すごく気になるところがいっぱいあって、一個一個はちょっと後でお伝えできればと思うんですけど、「同和地区の人」という表現と「同和地区出身者の人」という表現の使い分けを、あえてされているのか揺れているだけなのか。例えば「同和地区の人」とすると、地区住民だけに限定されてしまうので、表記は「出身者」とした方がいいのかなと思ったのと、あと部落出身だと知ったら付き合いがどうなりますか、みたいなのがどっかにあったと思いますけど、12 ページですね。これ「気にならないのでこれまでと同じように親しくつきあう」、「気になりながらこれまでと同じようにつきあう」、たぶんこれ 1234 の順に意識が高い低いっていうふうにされる設計なのかなと思うんですが、同和地区出身なの？ マジで、みたいな感じですごく好意的に受け止めながら同じように付き合いとかっていうパターンもあると思うので。気になる気にならないっていうのと付き合い程度っていうのを組み合わせるやるのは、もう一つうまくいかないんじゃないのかなと思いました。同和地区出身っていうのがネガティブ情報で、気になるというのはダメなことなんだ、みたいなのが前提になっちゃってはいないだろうかというふうに思いました。あと、削るんだしたら、様々な法について知ってますか、とか中身も知ってますか、みたいな知識を問うような質問って、これだけのボリュームでいるのかなという気もしました。もっと絞り込んだり、先ほど内田会長からあったような、マイクロアグレッションとかに関わるような、こういうのをご存知ですか、みたいなのがまだ意味があったりするのかなと思いました。はい、以上です。

○内田会長 はい、ありがとうございます。いろいろ気になるところはあるんですけどもかいつまんでお話しいただきました。平野委員、お願いします。

○平野委員 内容もそうですが、「人権に関する市民意識調査について」という資料の部分で、今回は 4,000 人を対象に考えているということで、前회가 3,000 人のうち回答率が 44.5%。これが高いのか低いのか、どういうふうに評価されているのか分からないのですけれども、一体この無作為で選ばれた人たちが、この質問項目をご覧になられた時に最後まで回答された方が前回は 44.5%ですけれども、一体この一連を読み解くまでにどれぐらいの時間を要されたのかなっていうのがとても気になります。特に今回、人権に関する考え方についてという問 1 から始まって、これだけの、アからソまでの法律、条約等を読み砕いて説明を読めるかなと。これは本当に根底の問題ですが、そこが気になります。問 2 に進めることが心折れずにいけるかなって。すみません、内容のことではないのですけれども。それに加えて、諸先生方がおっしゃったように、それぞれの説明文の内容の濃さ、これも一つ一つ読み解いていくと、どれだけの時間が必要なのかなと。自分の中に落とし込むまでに理解できるまでに時間を必要として、最後、あなたは女性ですか男性ですかみたいなところにいきつけるのかなっていうのが一市民として感じるところでありました。以上です。意見です。

○内田会長 はい、ありがとうございます。回収率を当然上げていかないとけないので。それはいわばトレードオフで調査票が長ければ長いほど、心が折れてしまい、とか出てきてしまいますし。かといってあんまり少なくするとあまり有意義な分析ができないというところで、大体悩ましいですかね。

そこはうまく工夫をして、最後まで回答できるような。これは全体的な調査の課題ではございます。はい、そういうご意見を言っていましたので。はい、ありがとうございます。あとは。中田委員。

○中田委員 調査のことをご専門の内田委員とか妻木委員にお聞きたいんですけど、若者の回答率が悪いから追加で 500 人、16 歳以上 20 歳未満が 300 人、20 歳以上 30 歳未満が 200 人ということにとるんですが、その追加サンプルは、全体、性別、職業別集計においては集計対象外とするっていうふうになってるんですけど、こういう調査のあり方ってなんているんですかね、その信憑性といったら失礼ですけども、いかがなもの、こういう例がたくさんあるんでしょうか。ちょっとその辺りが分からないので教えてほしい。

○内田会長 私でいいですか。最近、人権意識調査でこういう取り方をすると、ないわけではないんですね。ただ、あまり意味はないかっていうのは、こんなところで言うのもあれですけど、結局分析自体は、年齢別集計だけここを使う、全体の集計等であれば、この 3,500 のサンプルで分析していくことになるわけなんです。年齢別だけで若者の状況を見ようっていう意図は分かるんですけども、こんなん言っていかな、あんまり意味がないって言っているんですかね。審議会ですら残ってしまうので、いろいろ。という感じなんですけど。結局分析にあまり使えないんです。年齢別の集計だけになってしまうので。妻木委員、どうですか。

○妻木委員 回収率が前回調査 44.5%はめちゃくちゃ高い。都市部でやると三割前後ぐらいが一般的なんで、かなり高い回収率であると思います。

○内田会長 答えになるかどうか分かりませんが、このアイデアはどこから出てきたんでしょうか。前回もこういう調査設計になってましたっけ。新たにですかね。

○杉山 前回も同じような調査設計です。

○内田会長 前回もそうしてましたか。はい、分かりました。はい、ちょっとそれは私の勘違いでした。他の自治体でもこういう形でやっているところはあります。ただ全体の集計では結局外すので、この 500 は。はい。どうぞ。

○東委員 私たち、学生を指導する時にも、回答するのに何分かかかるか、短くしないと回答率下がるし、正しさも下がるよ、というところですけど、アイデアとして、例えば、これインターネットと郵送両方やるんですよ。インターネットだったら、皆さん削った方がいいって言われた細々した説明を飛ばすことができますよね。用語をクリックしたら、その説明が出てくるっていうふうにできるから、シンプルな形に直すことができる。それで、郵送の方なんですけど、郵送するときにインターネットで答えたい方はこちらの QR コードから飛んでくださいっていうふうにしますよね。そうじゃなくて、紙で答える人にも用語集みたいなものを別につけて、なるべくシンプルにしたら、ちょっとは心が折れずに最後までできるかなっていうアイデア。それと最初の問 1 の考え方についてずらずらってあるんですけど、さっきアからソって言われましたけど、アからテまであります。それでいくつか、例えばね、戸籍謄本なんとかとか、プロバイダー責任制限法とか、聞かなくてもいいんじゃないって思うのがあって、これをやっぱり削って。それより先ほどから出ている、例えば、パワハラ防止法であるとか、セクハラに関しての防止がどこに盛り込まれているのかって知ってますか、っていうのを入れた方が、プロバイダー責任制限法よりは、人権調査としては意味があるかなんていうふうに思いました。

○内田会長 はい、まあ問 1 は非常に重いですよ、たくさん並んでいて。それが心理的に圧迫感があるんじゃないかなということで、いずれにしても取舍選択はした方がいいかなというご意見かと思いました。ちょっとすみません。時間が迫ってきましたので、いろいろご意見いただきたいとは思いますが、まだご意見いただいてない委員の方々に。白本委員、三原委員ですね。はい、ご意見ぜひいただければと思います。

○二宮委員 私の方は分野的に深いところまでは。人権擁護の立場でありまして、なかなかお答えすることができません。残念ですが。

○内田会長 よろしいですか。はい、すみません。またお気づきの点等がございましたらぜひ教えていただきたいなというふうに思いますので。すみません、私からも気になるところがいくつかあるので。全体で触れられてなかったところと言えば、だいたい皆さん言われましたが、途中で法律の解説とかそういうのがいきなり入ってくるんですよ。それってやっぱり先ほどから

言ってるように、途中で法律の解説とかが入ると誘導的になっちゃうなというところがあります。ほか、18 ページに障害者差別解消法の話が載ってますけど、これ変えないといけないですよ。新しいバージョンだと、努力義務じゃなくなってるっていう話とか。でもここにわざわざこういうのを入れてしまうと、設問の補足が誘導のような気がする。前回はどうなっているかということなのかもしれませんが、最後東委員からご意見いただきましたけど、できるだけ解説みたいなものは調査票ではなく別のところに見えるような形とした方が誘導にはならないのかなというふうに思います。20 ページの問 30 が削除なんですけれども、これは呉委員からもありましたけれども、このことを知っていることが非常に重要な気が私もしていますので、これを削除してしまうのもどうかなということで私の方からも。あと、23 ページの問 24。これに性差別が入ってないんですね。なぜ前回性差別が入ってないのか、私も当時委員じゃないのか分かりませんが、インターネット上での誹謗中傷で性差別なんか相当あるはずなんですけど、それが載っていないのはなぜでしょう、と。先ほどの男女共同参画とちよと重なるかもしれませんが、不思議に思った次第です。性差別に関しても入れておくべきではないかなというふうに思います。あと文字揺れの問題もかなりありますよね。「同和問題」だけでいってる時もあれば、「部落差別」が入ってるところもあれば、「出身」なのか、これも妻木委員の方から意見がありました。今日はご意見いただいて、次また審議いただきたいということでしたけれども、かなりたくさん意見が出ましたので、また事務局の方でしっかり検討いただいて、次の回に。ということで時間が迫ってまいりましたので、皆さん方から何か言い残したりは。なければ終わります。はい。呉委員よろしくお願いします。

○呉委員 はい、日本には差別を禁止する法律がないです。OECD 先進諸国でこういう法律がないのは日本だけです。今、弁護士を中心に包括的な差別禁止基本法を作るべきだという訴えを長年やっております。そしてもう一つ、これも日本の人権課題ですが、政府から財政的にも人的にも独立した「国内人権機関（救済機関、観察機関）」を設立する必要があります。政府が差別をした、公的機関が差別をした、会社が差別をしたという場合でも、国内人権機関があれば、ここが勧告、是正、指導することができます。こういうチェック機関を日本では設立するべきだということを国連から勧告されています。日本の人権の状況は、いろいろと遅れていますが、日本で一番の人権侵害の問題は何か。例えば障害者問題、女性問題、その他色々な差別問題はありますが、それらの当事者はみんな選挙権を持っていて、代弁者を選んで発言することができます。ところが、奴隷は仕事だけをさせられて権利がありません。在日は税金を払っていても参政権がありません。なので、在日は隷属状態にあるといえます。日本社会で、人間として認められず、隷属的状态に置かれているのが私たち в日です。だから先ほどのアンケート項目の、外国人、籍のところ、ルーツひとくくりで終わってしまっていて、実態を分かっていない質問事項だと思います。1952 年、サンフランシスコ講和条約の時に、それまで日本国籍だった в日の日本国籍がはく奪されてしまったんです。日本の最大の人権侵害は в日の国籍、参政権をはく奪したということ。本人の同意もなしに、閣議決定もなしに法務府の民事局長の通達だけで日本国籍をはく奪したのです。これは国際法違反です。裁判所に元の日本国籍に戻せと訴えた人もいます。日本の最大の人権課題は、在日コリアンに参政権がないということ、そして、日本には差別を禁止する法律がないということです。だから、こういう審議会の時、苦労するんですよ。なかなか進まないし、差別のチェックができない。日本に法律があればもっとスムーズに差別問題を解消できると思います。世界人権宣言で謳ってます。人間は生まれながらにして自由である。そして差別をされてはならない。差別は犯罪である。犯罪は処罰するべき。人権差別は犯罪です。以上です。

○内田会長 はい、ご意見ですけど、それはまさにそうなんです。法律があるかないかによって、もう全然違いますし、ファミリーシップやパートナーシップの話ですね。法律があったら、同性婚とかそういうことを認めていけば、わざわざこの審議会で議論することはないのですが、そうした法律が整っていない中で、いかに堺市の中で人権課題について審議されていくのかということを考えるのが、この審議会の役割だなと思いますし、この調査を施策につなげていくためにどのような課題があるのか、しっかり色々な議論を行って、今後も検討していければなというふうに思っています。

ということで、本当に時間かかってしまいました。司会をしていてなかなかタイムキープがうまくいかず、申し訳ないんですけど、このあたりで一旦終えさせていただければなというふうに思っております。たくさん意見いただきまして、本当にありがとう

ございます。活発にご議論いただきましたので、より良い調査になるように、事務局の方と調整して、また審議会で最後審議して、来年の8月の実施について動いていきたいと思います。それでは、今日は委員の皆様ありがとうございました。事務局の方に進行お返します。

○山本課長補佐 はい。内田会長ありがとうございました。本日の会議録は内田会長、呉委員にご署名をいただいた後、各委員に送付させていただきますので、よろしくお願いします。なお、次回の審議会は来年3月から5月頃に開催させていただきたいと考えております。第9回人権に関する市民意識調査について、本日いただいたご意見を踏まえて、事務局にて検討、修正を行いますので、次回の審議会ではその修正案についてご審議いただきます。改めて委員の皆様には事前に日程調整をさせていただいた上で開催する予定ですが、状況によっては書面審議とさせていただく可能性もございますので、その際はご了承ください。事務局からの連絡は以上になります。それでは審議会の閉会に当たりまして、ダイバーシティ推進監の黒田からご挨拶申し上げます。

○黒田推進監 改めまして、市民人権局のダイバーシティ推進監の黒田でございます。出席が遅れまして大変申し訳ございませんでした。本日は皆様ご多用の中、お集まりいただきまして本当にありがとうございました。市民意識調査につきまして、それ以外のことにつきましても、本当にご熱心に様々なご議論をいただきまして、貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございました。私どものダイバーシティ推進部は昨年度新たにできました。違いがあることで辛さを感じられている方々、そういう方々が自分たちの能力を十分発揮できて、一層社会への参加が可能になるような、そういう社会をめざして、私ども日々人権課題を解決できるように取り組んでいるところでございます。本日もご審議いただきました市民意識調査につきましては、私どもが、ダイバーシティであったり、人権施策を推進するにあたりまして、本当に重要な調査であるというふうに思っておりますので、皆様からいただきましたご意見を真摯に受け止めまして、本調査がより効果的なものになるように引き続き検討してまいります。今後も私ども本市の人権施策をはじめ、引き続き努力してまいりますので、皆様方からご協力賜りますようよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○山本課長補佐 それでは本日の会議を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

上記は、審議会の経過を記録し、事実と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

概録署名人 審議会 会長

概録署名人 審議会 委員